個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	児童手当システム				
行政機関等の名称	亀山市				
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称/保護管理 者	市民文化部市民課 (医療年金グループ) /市民課長				
個人情報ファイルの利用 目的	児童手当法に基づく児童手当の支給事務を行うため				
	基本的事項	家庭、社会生 活	経済活動	心身関係	知識、能力
記録項目	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	図電話番号 図家庭状況 □地位 □資本加入 □団首罰 歴 図その他 (加入年金)	☑収入 □財産状況 □課税、納税 額□取引状況 □以のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	□健康歴 □病妊娠がい □管容姿の他 ()	□学業成績 □勤務成績 □試験成績 □その他 ()
記録範囲	児童手当の受給者、児童、配偶者				
記録情報の収集方法	本人、公簿				
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	☑含む □含まない				
記録情報の経常的提供先	なし				
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) 亀山市総務財政部財務課				
	(所在地) 亀山市本丸町577番地				
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの種別	✓電算処理ファイル(法第 60 条第 2 項第 1 号)□紙媒体のファイル				
	□政令第 21 条第 7 項に該当するファイル (法第 60 条第 2 項第 2 号) (※)				
備考					